反　論　書

2019 年（令和元年）10 月 11 日

原子力規制委員会　御中

審査請求人　総代　北岡逸人

原子力規制委員会の提出した弁明書「原規規発第 1909185 号（令和元年 9 月 18 日）」に対して、行政不服審査法第 30 条第 1 項の既定により下記の通り反論する。

記

反論の内容

弁明書に記載すべき事項が記載されていないため弁明書の再提出を求める。

反論の理由

弁明書の処分の内容及び理由は審査請求に係わる処分の内容及び理由と、全く同一の内容で更に付記した事項は皆無であった。

しかし、「行政不服審査法・審査請求事務取扱マニュアル」には次の様に記載されている。

『審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分の内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない。』

『弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる。』（※上記は原子力規制委員会等に総務省が作成・送付した、「行政不服審査法・審査請求事務取扱マニュアル」の、行政不服審査法（第 29 条第

3 項 1 号）の「処分についての審査請求に対する弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。」の解釈と運用についての記載の一部である）

審査請求人は、「九州電力（株）玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の設置変更を許可」した処分の取り消しと執行停止を求めて、一昨年の 4 月 17 日に審査請求した（処分の詳細は以下参照）。http://www.nsr.go.jp/disclosure/law/PWR/00000398.html

また、上記処分（原規規発第 1701182 号）について、「審査請求書に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容」を、以下の八項目について引用文献等を明示して論述した。「（１）原子力利用における国際的な基準について　（２）原子力防災の有効性が全く検証されていない問題について　（３）過酷事故時の水蒸気爆発リスク対策において瑕疵がある　（４）再臨界の可能性について　（５）通常運転時の健康被害について全く検討していない　（６）審査書案に対する御意見への考え方の問題　（７）原発等を破壊行為から守る対策について　（８）基準地震動の設定値の問題（全文は福岡核問題研究会の下記頁参照）」http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/kikaku/files/b5777fc92e3974c66290d2f97c48920b-69.html

よって、これらの「具体的な内容」に対して弁明するなら、『処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分の内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない』のだが、送付された弁明書（副本）にはそれらの記載が皆無である。

なぜなら、弁明書は前記処分（原規規発第 1701182 号）だけを「処分の内容及び理由」として「代用（『〇〇に記載の通り』として前記処分に係わる書類を利用）」したからである。

そもそも、前記処分（に係わる審査書等）に「処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実」が過不足なく全部含まれていれば、処分の取り消しを求める理由がない。

よって、審査書等に重大な不備（事実認定や判断の誤り等）や欠陥（審査漏れ等）があり、処分は違法・不当との具体的な指摘（審査請求）に弁明するなら審査書だけでは不足する。

審査請求は、処分に係わる審査書案のパブリックコメントの様な審査書に限る不備や間違い等の指摘ではなく、許可処分全体の違法性・不当性を具体的に指摘したものだからである。

実際、審査請求書は審査書とその審査資料等は勿論、国内外の多様な知見・事実を集積して、許可処分全体の違法性・不当性の理由を（引用文献等も多数明示して）解説している。

それでも、このような指摘に理由が無いと弁明したいなら、（審査請求人と同様に）審査

書の内外から弁明に必要な事実（とその解釈）を参照・引用して弁明書とすべきであろう。

確かに、前記マニュアルには『処分時においては、原則として、処分の内容及び理由を示さなければならないが、処分の決定書におけるこれらの記載について、弁明書の提出時点で処分段階の説明に更に付記する事項がない場合には、例えば、弁明書に処分の決定書を添付し、弁明書は、「処分の決定書に記載のとおり」等と記載することも可能であると考えられる。』との記載もある。

しかし、例えば我々が指摘した、原子力防災の有効性が検証されていない問題の様に、審査書に記載の無い指摘事項に弁明するには「更に付記する事項」が必要な事は明白だ。

上記記載の「決定書」を前記処分に係わる「審査書」に読み替えて弁明書に代用した事は、審査請求書に弁明する科学的・技術的な能力の欠如であり、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」との原子力規制委員会の組織理念[注]に反する行為である。

[注]　http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html

仮に、原発等の審査で電力会社等が提出した申請書等の重大な不備や欠陥を、国内外の多様な見識を基に審査庁が指摘したとする。しかし、指摘に対する回答は元の申請書等だけで、個々の具体的な指摘に何ら回答せず、新事実（とその解釈）等も一切示されないとする。

にもかかわらず、審査庁がそれ（実質的回答拒否）を看過し申請書を認めたら、素晴らしい審査と賞賛すべきか？何ら恥じること無く指摘を無視した電力会社等は立派だろうか？

2 年半近い時間で審査書以上の弁明が出来ない現状は「孤立と独善」に陥ったためなのか？審査請求は「行政の適正な運営を確保する」事も目的とした法的に認められた手段である。今一度初心に帰り、国内外の多様な意見に耳を傾ける絶好の機会としても活用されたい。

原発の審査の失敗は、日本列島を人の住めない場所に変える程の災禍を招く脅威であろう。言うまでもなく、福島原発事故は多様な問題・原因を含む人災・公害でもあり、福島原発を認可した当時の審査（許可処分）にも重大で根本的な不備・欠陥が存在していた。

審査庁は審査能力の限界を認め、玄海原発の許可処分の是非を謙虚に再考されたい。

以上